

福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業） 実施要領

制定 平成25年5月24日

1 通則

福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）（以下「本事業」という。）の実施については、福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）補助金交付要綱（平成25年5月 日制定 以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 趣旨

本事業は、東日本大震災及びそれに引き続く原子力災害からの復興等に向け復興支援や被災者支援等を行う特定非営利活動法人等（以下「NPO法人等」という。）による取組を支援することにより、高い運営力を有するNPO法人等を育成し、本県の復興や被災者の支援の促進を通して、本県のきずな維持・再生を図ることを目的とする。

なお、本事業の実施に当たっては、NPO法人等による自立的かつ継続的な復興・被災者支援が可能となるよう、人材育成やネットワークの形成等による復興を担う中核的なNPO法人等の育成に重点を置く。

3 事業の枠組み

（1）補助対象者

本事業の補助対象者は、交付要綱第2条に定めるNPO法人等とする。

（2）事業の実施期限

本事業の実施期限は、平成25年度末とする。

（3）各種助成金との併給調整

行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、本事業の支援対象としないものとする。

ただし、他の補助事業の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分については支出の対象とすることができる。

4 事業内容等

（1）補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件等は、交付要綱第3条第1項に定めるところによる。

(2) 事業内容

本県の復興支援や被災者支援に係る取組のうち、NPO法人等の運営力の強化に資する先駆的取組に対して、その経費の一部を補助する。

(3) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、当該事業の実施に必要な以下に示す経費とする。

なお、NPO法人等の運営に必要な経常的な経費については対象から除くものとする。

人件費（実施主体が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料等のうち、県が必要と認める経費

なお、補助対象取組に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとするが、やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取組の趣旨に合致するとともに、当該取組の実施に当たって真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、上限額は一つの取組につき、その助成額の1/2以内とする。

(4) 補助対象取組

① 支援活動の実践を通じたNPO法人等の人材育成に資する取組

被災者のカウンセリング、子どものケア、地域計画、地域活性化、産業振興、文化・スポーツ振興、防災等の支援テーマに即した外部専門家の招聘や研修の実施等により、NPO法人等の専門的知見やノウハウの獲得が見込まれるもの

② 支援活動を行うNPO法人等のネットワークの形成に資する取組

支援団体の運営等に関する個別指導を始めとする復興・被災者支援に関する地域間、支援団体間の情報共有やノウハウの移転等を実施するもの

(5) 採択要件

- ① (4)に掲げる内容に該当し、かつ、NPO法人等の運営力強化に資する取組であること。
- ② 復興・被災者支援に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルとなる取組であること。
- ③ 事業完了後も、継続が見込まれる取組であること。
- ④ その他福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再

生支援事業) 募集要項に定める採択要件を満たすこと。

(6) 補助金額及び取組実施主体の負担額

- ① 補助率は、事業費の9/10以内とする。
- ② 1事業ごとの補助金額の上限額は1,000万円、下限額は概ね100万円とする。
- ③ 取組実施主体の自己負担は、事業費の1/10以上とする。

(7) 実施手順

① 申請

本県において支援活動を行う場合、補助を受けようとするNPO法人等は、申請書に関係書類を添えて、知事(文化スポーツ局長)に申請を行う。

また、本県以外において、本県からの避難者への支援活動を行う場合も、局長に申請を行う。

局長は、提出された申請書を5に規定する運営委員会に提出する。

② 助成対象取組の選定

5に規定するふるさと・きずな維持・再生支援運営委員会が申請書の審査を行い、補助対象取組の候補を選定する。

③ 補助

知事(文化スポーツ局長)は、5に規定する運営委員会の選定結果を尊重し、補助対象取組及び補助額を決定し、取組実施主体に補助する。

④ 補助事業の変更及び取得財産の処分

知事(文化スポーツ局長)は、交付要綱第8条及び第14条に基づく申請があった場合は、申請内容について運営委員会に諮り、その結果を補助事業者に通知するものとする。

⑤ 報告

取組実施主体は、取組終了後速やかに成果を取りまとめるとともに自己評価を行い、知事(文化スポーツ局長)に実績報告書とともに報告書を提出する。

(8) 不正行為への対応

知事は、取組実施主体において、補助金の他の用途への使用、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令への違反等の不正の疑いがあると認められる場合は、事実関係を調査した上で、必要に

応じ補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すなど、厳正に対応するものとする。

5 ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会

(1) 設置・構成

知事は、事業の公平かつ効果的な実施のため、学識経験者、NPO法人等、金融機関、税務・会計の専門家等から構成するふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 運営委員会の役割

運営委員会は、第4の2の補助対象取組の選定及び本事業全体の進捗状況の把握と評価を行う。また、その他実施計画書の検討等、事業を効果的に実施するための指導・助言を行うことができる。

(3) 運営

ア 補助対象取組の選定に関して、委員が申請者と利害関係にある場合には、当該申請案件の審査に参加しないものとする。

イ 運営委員会は、その議事内容及び決定事項等について、速やかに知事に報告するものとする。

ウ 知事は、審査委員会の決定等を最大限に尊重するものとする。

エ その他具体的な運営方法については、知事が定めるものとする。

6 事業の評価と成果の普及

(1) 評価の実施

知事は、交付要綱第7条に定めるところにより、支援対象者等の協力を得て、事業実施計画書において定めた成果目標の達成状況を把握して、事業実施による成果等の評価を実施するものとする。評価結果については、事業終了後2カ月以内に内閣総理大臣に報告し公表するとともに、運営委員会にも報告するものとする。

(2) 成果の普及

知事は、取組実施主体等による事業の報告会等の開催等を通じて、事業による成果の普及を行うものとする。